

姫路獨協大学ハラスメント相談窓口設置及び事例への対応に関する内規

(平成27年5月21日制定)

(目的)

第1条 この内規は、ハラスメントに関する相談に対応するため、姫路獨協大学ハラスメント人権委員会に関する細則第4条第5項の規定に基づき、ハラスメント相談窓口及び事例への対応に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(相談窓口及び相談員の周知)

第2条 ハラスメントに関する相談に対応するため、相談窓口を設置し、相談員を置く。

- 2 相談窓口は、学生に対しては学生課及びハラスメント人権委員とし、教員及び職員に対しては、ハラスメント人権委員とする。
- 3 相談員の氏名は、学生・教職員等に周知し、相談者が相談員を選べるようにする。
- 4 相談申込みの方法、受付時間など相談者がいつでも相談申込ができるように、必要な事項について、パンフレット、ポスター、ウェブ等の方法を用いて学生・教職員等に周知する。

(業務)

第3条 相談員は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ハラスメントに関する相談を受ける。
- (2) 相談に関して、本人の意向を確認し、すみやかにハラスメント人権委員会委員長（以下「委員長」という。）へ報告する。
- (3) 相談内容について別紙様式1に従って、相談記録を作成する。なお、相談記録は非公開とし、厳重に保管するものとする。

(調査)

第4条 相談員からの報告により、ハラスメント人権委員会で取り扱う事項の場合、委員長は、ハラスメント人権委員の中から調査委員（2名）を指名し、その調査にあたらせる。

- 2 調査委員は、委員長に調査内容を報告する。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、前条第2項の調査委員の報告を受けた後、ハラスメント人権委員会を開催する。

(不服申し立て)

第6条 委員長は、相談員からの報告により、ハラスメント人権委員会が取り扱う事項でないと判断した場合は、理由を付し相談者に通知する。

- 2 相談者は、前項の通知を受け、通知内容に不服がある場合には、ハラスメント人権委

員会に不服申し立てを行うことができる。

- 3 委員長は、不服申し立ての申請があった場合は、すみやかにハラスメント人権委員会を招集する。

(守秘義務)

第7条 相談員及び相談・調査業務に関わった者は、当事者及びこれに関係する者のプライバシーの保護に努めるとともに、知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。業務を退いた後も同様とする。

附 則

この内規は、平成27年5月21日から施行する。